

議案 第5号

福井県嶺北地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、福井県嶺北地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務および会計処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、国・関係地方公共団体からの支出金（以下「行政支出金」という。）およびその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営および事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮り承認を得るものとする。

（会計年度）

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（予算の補正）

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算の流用）

第5条 会長は、前条の規定に関わらず、必要に応じて、歳出予算の流用を行うことができるものとする。

（予算の区分）

第6条 歳入予算の款、項および目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項および目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1および別表第2に掲げる以外の項および目を定めることができる。

（出納および現金等の保管）

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、福井銀行県庁支店に協議会の口座を開設し、預け入れるものとする。

（協議会出納員）

第8条 会長は、協議会事務局長を協議会出納員に命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(専決事項)

第9条 財務に関する事務について、協議会に諮るいとまがないときは、会長は専決処分を行うことができる。

2 専決処分を行ったときは、会長は速やかに協議会に報告するものとする。

(収入および支出の手続き)

第10条 協議会出納員は、次の各号に定める帳簿書類を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算および決算書類
- (2) 会計帳簿および会計伝票
- (3) 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）
- (4) その他書類

2 前項各号に定める帳簿書類の様式は、会長が別に定める。

(帳簿書類の保存)

第11条 前条に定める帳簿書類の保存期間は、当該会計年度の翌年度から5年とする。ただし、行政支出金を受けて実施する事業に係る前条に定める帳簿書類については、国または地方公共団体が定める保存期間とする。

(会計伝票)

第12条 一切の取引に関する記帳整理は、入金伝票、出金伝票および振替伝票（以下「会計伝票」という。）により行うものとする。

- 2 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 3 会計伝票は、作成者が押印した上で、協議会出納員の承認印を受けなければならない。

(預貯金証書等の保管)

第13条 預貯金証書または預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、または金融機関等に保護預けするものとする。

(決算等)

第14条 協議会出納員は、毎事業年度終了後速やかに決算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の決算書類に基づいて監事の監査を受けた後、当該決算書類に監査結果を添えて協議会に提出し、その承認を得るものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務および会計処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月 日 から施行する。

別表第1（第6条関係）

歳入予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第6条関係）

歳出予算の款、項および目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費 2 事務費	1 会議費 2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費